

議会運営委員会 会議記録

1 日 時 令和3年3月2日（火）午後4時40分開会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	杉山由祥
副委員長	諸角由美
委員	増田薫
委員	大塚健児
委員	大谷茂範
委員	高橋伸之
委員	石井勇
委員	山中啓之
委員	渋谷剛士
委員	宇津野史行
委員	二階堂剛
委員	城所正美
委員	末松裕人

4 議長 議長 木村みね子
副議長 岩堀研嗣

5 出席事務局職員

事務局 長	渡部俊典
庶務課 長	根本真光
議事調査課 長	鈴木章雄
議事調査課長補佐	渡辺剛史
議事調査課長補佐	飯澤信幸
議事調査課主査	宮田正悟
議事調査課主査	籾井俊二
議事調査課主査	須志原直子

6 会議に付した事件
追加議案について

7 会議の経過及び概要 委員長開会宣言
議事
傍聴議員 中西香澄議員、岡本優子議員

追加議案について

杉山由祥委員長

昨日お話ししましたとおり、追加議案がございましたので、追加議案についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

議事調査課長

追加議案につきましては、3月2日付けで、議案第97号、控訴の提起についてが提出されており、各控室に配付させていただいております。

本件の取り扱いについて、全国市議会議長会に問い合わせをしたところ、委員会への付託はなじみにくいのではないかとアドバイスをいただいているところでございます。

杉山由祥委員長

ただいま追加議案で、控訴の提起について御説明をいただきました。法の手続に則って進んでいる性質のものでありまして、定例会が開催されていない場合は、いつもは専決事項で処理されているものでありまして、また裁判所への控訴状の提出期限が3月12日と伺っておりまして、急を要することから、委員会付託をせずに議決する選択もあると思っておりますが、この件に関して御意見のほどお願いいたします。

宇津野史行委員

今、議案はお配りいただいているのですが、これが日程のどこに入ってくるのか、日程の予定表みたいなものがないと思っていたのですが、こういったタイミングで改めて皆さんに、議場で恐らく市長が追加議案という形で御説明いただいて、進んでいくことになるのでしょうか、どのタイミングになるのですか。

議事調査課長

今、委員長から委員会付託の話がございましたので、その御決定の後には思っていたところなのですが、12日までに議決が必要ということなので、3日中に議決が必要になります。そういったことから、3日の日程の中に組み込んでという話になろうかと思っております。

宇津野史行委員

12日に控訴だから3日ということがよく分からないのですけれども、もう少し時間的余裕があるような気は正直します。委員会付託になじむかなじまないかという点に関しては、訴えの提起に関して、時折、常任委員会で審査をしたような気もしますが、なじまない理由というのが、納得がずっと行かない点と、あとは仮に明日提案されて、委員会付託省略となった場合には、明日の段階で本会議での質疑、討論、採決という流れになるとするならば、通告なしで、いきなりやるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

議事調査課長

全国市議会議長会に問い合わせをしたときにお話しいただいたのは、最初に訴える形の訴えの提起と、今度の控訴の提起はまた違うだろうということでございました。訴えの提起と違って、控訴の提起の場合に、委員会で掘り下げることが事実上できるのかどうかというようなことでもございました。

12日が期限ということで、明日の3日以降、12日まで本会議がないことから、議決をするのであれば3日中ということになります。その場合には、質疑については手挙げ、また討論についても手挙げになろうかと考えてございます。

宇津野史行委員

現段階の疑問は、とりあえず大丈夫です。

山中啓之委員

今の質疑に関連してなのですけども、本件のこの訴えの提起は、議案として出ていたのでしょうかが1点——出ていないのですね。控訴についての扱いと議決の必要要件というのは、基本的に同じなのでしょうか。内容とか判決によって変わるのでしょうか。

議事調査課長

訴えの提起の場合は、市から訴える場合。

山中啓之委員

訴えられる……。

議事調査課長

はい。今回は応訴でございますので。

山中啓之委員

市が控訴するから、市からやるから議決が必要ということですか。

杉山由祥委員長

今まで訴えの提起のような議案は、基本的に市側が訴えてということで、それに対して議決をいただきたいという議案だったということです。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

特になければ、議案第97号については、委員会付託を省略するということがで
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

よろしいでしょうか。それでは、さよう決定させていただきます。

では、先ほど御説明があったのですけれども、改めて3月3日の日程について、事務局より御説明をお願いいたします。

議事調査課長

3月3日の予定でございますが、これまで御決定いただいた中で、日程第1、市政に関する一般質問、日程第2、議案第69号から第79号までの11件を一括議題、質疑、予算審査特別委員会の設置及び付託、正副委員長互選のため予算審査特別委員会の開催、その後日程第3として、議案第80号から92号までの13件を一括議題、質疑、各常任委員会付託、ここまでのこれまでの議会運営委員会で決定された日程でございます。

本日御協議いただいた議案は、日程第4として議案第97号を上程、提案理由の説明、質疑を行い、委員会付託の省略をお諮りした後、討論、採決となります。

なお、質疑及び討論につきましては、挙手により、議長からの指名となりますので、よろしくをお願いいたします。

そして、その後、日程第5で、陳情について常任委員会に付託することになります。

なお、この議案第97号につきましては、係争中の案件でございます。このことから、原告等の個人情報の取り扱いにつきましては十分御留意いただきますよう、お願いいたします。

杉山由祥委員長

ただいまの事務局の説明で、何か質問等ございますか。

それでは以上で、この追加議案について、議題は終了させていただきます。

委員の皆様から何かございますか。

山中啓之委員

先日といいますか、昨日、我が会派所属の岡本優子議員が委員長報告に対して質疑をさせていただき、木村みね子議長の判断により答弁が得られなかったということがあります。その中で、私も出ていきましたので、皆さん御存知のとおり、これまで事務局に音源を確認させていただいたけれども、それができなかったということがありまして、私はてっきりできるものだと思っていましたし、先輩議員に聞いて、そのやり方は私も使ったことがありますし、他の方も確認されたことがあると思いますが、事務局に確認したところ、それはできないと、もともとできない運用になっているということでして、ならば、先般の定例会開催直前の議会運営委員会における議会の日程の議決について、私はこれから賛成することができなくなる、同日開催というときは物理的に公務に支障を来すので、賛成できない旨を、まず表明しておきます。

それについて、まず、定例会直前にも、小中高等学校の卒業式がなくなったときに、議

事日程に変更の余地があるではないかという提案をしましたけれども、このタイミングで言われても、あまり議論が深まらないなどとおっしゃった方もいらっしゃると思いますので、今のうちから対策をいろいろ練っていただいて、音源を聞かせていただけるようになるか、同日開催はやめていただきますよう、この点では議会運営委員会はどこまでできるかわかりませんので、まずは皆様に周知と、杉山由祥委員長、諸角由美副委員長に要望させていただきます。よろしくお願いします。

杉山由祥委員長

今、録音の部分のお話がございましたけれども、この辺、もう少し正確に話を整理したいのですけれども、録音を聞けるのですか、これは。

議事調査課長

録音につきましては、会議録それから委員会の会議記録を作成するために用いているもので、その手段という考え方から、それを議員個人が聞く、また市民が聞くということとはできないということになっております。ただ、議会として必要な場合、また委員会の運営上必要な場合というものはその限りではないと考えてございます。

杉山由祥委員長

ということだと、過去にそういう事実があったという話なのですけれども、逆にそのほうがイレギュラーだったってことですか、これは。

議事調査課長

私が課長になってからは、そういった事実はございません。ただその昔、それ以前の昔となりますと、私でお話できることでもないかと思いますが、杉山由祥委員長のおっしゃられたとおりにかと思っております。

杉山由祥委員長

そうなってくると、話が大幅変わってくると思うのですけれども、要は、明文化していないのですね、録音の部分に対してというものは。何か明確なルールというものは特にない……。

二階堂剛委員

今、議事調査課長がおっしゃったように、委員会の中でやった後の確認の意味で、少しもめたときに、戻して聞いてみようということは、私は少し記憶にありますけれども、個人的に借りて聞くということは多分ないと思います。

杉山由祥委員長

だから、そうすると、山中啓之委員の言っている要望が、本来の物事では筋が通らない話になってきますので。

山中啓之委員

もうお亡くなりになった方ですけれども、中田京元議員がよく事務局の横の議会図書室で音源を聞いていらっしゃるのは、本を借りにいったとき、たびたび拝見していますし、当時の事務局に頼んで、議会活性化検討委員会、協議会か、定数等協議会だったかもしれません。その音源を聞かせていただいたこともありますし、それをもとに情報発信したこともあります。

ここでポイントは、自分の私用で、その委員会に傍聴ができなかったからではなくて、公務が重なったため、例えば、事前からもう予定されていた政務活動ですとか、委員会の重複とかに限っては合理的配慮ということで私は理解していたのです。事実確認ができなとおっしゃったので、課長が御就任される前かわかりませんが、私が事実確認できたところは、平成27年8月3日、議会運営委員会、箕輪信矢委員の当時の発言記録、21ページを御覧ください。同年の同月31日、33ページ、同じく箕輪信矢委員の発言に、事務局からパソコンを借りてSDカードの音源を確認させていただいたというような旨の記述があります。

これ以上必要でしたら、もっと調べますけれども、少なくとも、複数の会派の複数の議員が確認させていただいたということが、事実、会議記録に載っております。そこから疑い出すと切りがないのですけれども、皆様御自身の目で見なければこの事実を事実と認定されないのか、少なくとも、こういったことが会議録に載っていますということに基づいて、根拠がある発言だということを申し添えておきます。

増田薫委員

録音がどうかということよりも、私が感じるのは、確かに同時開催だと、だからこそ、本当は最初に質疑ということが与えられているのでしようけれども、委員会の審査のやりとりまでは確かに聞けないから、その議員の権利の保障の方法を本当は考慮する必要もあるかなと感じました。

宇津野史行委員

今、増田薫委員からお話がありまして、実際問題、委員会でどういった発言がされたのか、特に執行部側がどういう答弁をしたのかを、つぶさに我々は全部本会議と違って、なかなか手にすることができない、目にすることができない中でのやりとりではないですか。

例えば、さまざま討論を書くに当たってですとか、どういったことを正確に捉えた上で、それを受けて討論をするとかいう作成の上で、ぜひそういった録音があるのであれば、それを聞きたいということは、議会活動、また、ひいては委員会活動をする上で、助けになるから聞ければいいな、より議会活動が充実するということがあるものですから、そういった手段を、先ほど委員会で求めれば聞けるかもしれないという話があったではないですか。

今、二階堂剛委員がおっしゃったように、委員会での発言を改めて少し見るために聞こうではないか、文字起こししようということができるのであれば、討論の作成、当日同時開催になってしまった場合などにおいて、委員長に一言言って聞かせてもらう、こういっ

たルートを引きいてみるのもいいのではないかと。そこまで頑なに聞けないことで得られる利益よりも、聞けることによる利益のほうがはるかに大きい気がするので、そういった制度化をしてはどうかと思っています。

杉山由祥委員長

いろいろ御意見をいただいたところなのですが、ほかに御意見ございますか。

話としては、今日決めることではないと思っていますので、御意見は承りますが、一つ整理をしておきたいのですが、録音云々だけではなくて、例えば執行部にも書類を求めるときに、我々は議会として、もしくは委員会として、いわゆる機関として求める正式なルートを持っています。基本的にそれは自治法上に定められた権能なのですけれども、中には、職員との個人的な信頼関係の中で提供を求めたり、もしくは、個人的な関係が多いですかね。そういった中で、例えば質問のやりとりなどもそうで、基本的に明文化されていないものの中で求めているものがあって、それをどこまでやるかを、どこまで明文化できるかは非常に難しい問題だと思っています。

例えば、録音はよくて、ほかのものはだめなのかとか、そういった問題もはらんでくる問題なので、軽々に、いいではないか、悪いではないかという結論をここで出すのは非常に難しいと思いますので、その辺りは1回整理をしないといけないと思っています。よろしいですか。

いずれにしても、今のルールの中では、我々が機関として求めたものである以上は、それを提出いただきたいと思いますけれども、個人的に、個人の趣味と個人の調査、その辺の線引きは難しいものですから、基本的には、やはりそれはイレギュラーなものだというように受け止めておりますけれども、そのような理解でよろしいですか。

その問題に関しては、ここで1回終わらせていただきます。

ほかにございますか。

末松裕人委員

問題の提起にとどめたいと思うのですが、今定例会に関わることなのですが、会派からも例の議場に出席をするその議論がありますが、議会運営委員会で決まったこと、このことをどう捉えるのかということで、現状については問題があるという声が非常に多いものですから、議会運営委員会とは何ぞやということにも関わってくるので、どこかできちんと筋を通すというか、けじめをつけるというか、何かないと、ここで議論したことがみんな無に帰すというか、何のために我々は真剣に議論をして、物事を進めたり決めたりしているのかが見えなくなってしまうので、その辺はぜひ、このタイミングではあえて協議するつもりはないですけれども、個人のことを申し上げるつもりはありません。あり方として、きちんと筋を通してもらいたいと、このことを申し上げたいと思います。

杉山由祥委員長

この件に関して。

宇津野史行委員

今回、議場で、議長が議会運営委員会で決まったことをお守りいただけないのですねという話の御確認をされていました。改めて、議会運営委員会で決まったことが一体何だったのかというのを、もう一度確認をどこかのタイミングでしていけないといけないと思っています。

要は、入替制にしようということは確かに決まりましたが、では、果たして議場に出るそのものの権利まで、議長が権能の中で制限できるのかといったら、それもまたできないということは、議長が禁止することはできませんので、おっしゃっていたとおりなので、では、決まったことは何なのかというところを、それこそさきほどの録音起こしではありませんが、どこをどう議論して決まったのかをもう一度確認すると、少し答えが見えてくると思っております。これ以上議論はしませんが、この場では。

杉山由祥委員長

決まったことの確認は必要ですか。では、もう一回確認しますか。

城所正美委員

私の感覚、公明党としては、議会運営委員会で決定したことに関して、そのとおり行動するのが、会派の考えなので、それ以外のことは考えておりませんので、いろいろな意見があるのかもしれませんが、議会運営委員会の決定が全てだと私どもは思っておりますので、よろしくお願いします。

山中啓之委員

宇津野史行委員の発言に関連するのですが、決まったことは何かの周知、これは当然重要だと思います。議員の出席に関しては、これは木村みね子議長からありましたとおり、地方自治法の定めによって議員の義務でありますということから、禁止はできない、退場を命じることはできないという発言がありました。ですから、その決まったことと同様に、議会運営委員会で本来決められるべきことなのか、決められないことを、雰囲気のままに決めておくことで、そごがあったのではないかと個人的に痛感するところがあります。

具体的に言うと、今回の半数の交代は協力要請であって、強制ではないのです。ここの捉え方が個人の認識で、議会観がばらばらな中で決められて、それぞれなし崩し的に批判をし合うような、なすりつけ合うような形になってしまつては、本当に元も子もないので、あくまで今回決まったことは、交代の協力要請であるということ、そして協力を要請するならば、それ相応の態度で協力する側が協力してほしい側に話をするのが、コミュニケーションの基本であるということは——これ個人ではないです、一般論として、強く肝に銘じておきたいと、私は個人的に思いました。

杉山由祥委員長

では、全く見解が違うということで、はっきり言うと、議会運営委員会で決めることと

というのは、本会議場における皆さんの行動のルールということを毎回決めさせていただいています。ただ、それが個人の権利があるとか、いろいろな権利があるから、そのルールは私の考え方が違うので守りませんということがまかり通るのであれば、そもそもさきほど末松裕人委員がおっしゃったように、ここでのルール決めの意味が全くなくなるという根本的な問題が出てきます。

そうなってくると、私も非常に悩むところではあるのですが、いろいろここで、これから先、話を進めていく上で、もう信頼関係ができないというものであれば、もうルール決め自体の、意味がなくなってくる可能性が出てきてしまいますので、いま一度、整理させていただいて、きちんとルールを守れなかったときに、どういったことが可能なのか。もしくは、ルールを決めること自体がどうなのだろうかということも出てきてしまうことを御理解いただきながら、今日はこういう時間でありますので、明日の本会議も様子を見たいと思っております。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長散会宣告
午後5時05分

委員長 署名欄	
------------	--